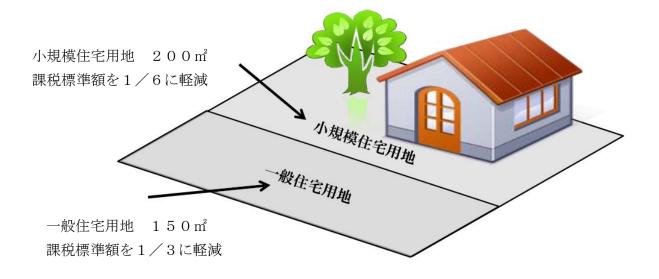
住宅用地に対する課税標準の特例措置について

【事例】

一戸建住宅(床面積100m²)で、その敷地面積が350m²の場合



【解説】

事例の家屋は、専用住宅であり、その床面積の10倍(100 m²×10)までを限度として住宅用地となります。

このため、この場合は、350㎡すべてが住宅用地となります。

また、敷地の面積が200 m²を超え、住宅の戸数が1 戸のため、200 m²分(200 m² × 1 戸)が小規模住宅用地となり、残りの150 m²分(350 m² -200 m²)が一般住宅用地となります。

○住宅用地とは

賦課期日(1月1日)において、人の居住の用に供する家屋の敷地のことで、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている土地のことです。

通常,一般住宅やアパート等の敷地,その敷地と一体になっている庭や駐車場等が含まれます。

○課税標準額とは

課税標準額は、税額を算出するための基になる額のことです。 課税標準額×1.4%(固定資産税の税率)=税相当額となります。